公募型プロポーザル評価基準表

1. 事業者選定方法について

「坂東市市有地活用公募型プロポーザル実施要領(以下「要領」という)。」に記載する参加資格要件を満たす事業者を対象に、本市から坂東市市有地活用公募型プロポーザル関係書類提出依頼書を受理した事業者から提出される提案書の内容を評価し、第1優先交渉権者を選定する。評価については、要領「12 審査基準等」に従い、また、評価方式については点数方式(合計100点)により評価し、評価点の高い者を選定する。

2. 内容の評価・審査方法

要領「10 提案書の提出等」により提案書を提出し、「11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施」によりプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本市が設置したプロポーザル審査会において評価する。

なお、最終結果において複数の事業者が同点数で並んだ場合、要領の「1 趣旨」 に、より適合する提案をプロポーザル審査会において協議し、決定する。

3. 審查基準

(1) 評価点数の考え方

公募型プロポーザル評価基準表により、評価対象の項目ごとに配点された点数の中で評価する。審査に参加した審査委員の採点を審査項目ごとに平均し、提案者ごとに採点を行う。

(2) 評価内容の減点について

提案書作成に関し、条件を大きく逸脱している場合は、評価しないこととする。 また、記載されていないことに関して、口頭で提案した場合は、審査会において 評価加点対象の有無を協議する。

(3) 最低基準点について

提案され審査会で評価された評価点について、60点以上の評価点であること を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。

なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。

審査基準表

| 審査項目 | | 主な審査内容 | 配点 |
|----------------|-------------------------|------------------------------|------|
| ア 地区計画との整合性 | 基本的な考え方 | 提案事業の趣旨が地区計画に適合しているか | 15 |
| イ 提案の妥当性 | 地域連携、貢献、配慮 | 地域の課題やニーズに対する捉え方は適 切か | - 40 |
| | | 地域、本市への貢献に対する考え方は適切か | |
| | | 周辺商業施設等への配慮に対する検討が施された提案であるか | |
| | | 雇用の創出や地域活性化への取組がなされているか | |
| | | 事業の持続性に対する計画についての妥 当性 | |
| | | 周辺市街化形成に対し、調和に配慮した提案であるか | |
| ウ 計画の実現性 | 事業計画 | 計画に具体性があり、実現可能な計画になっているか | - 30 |
| | | 事業実施スケジュール(計画・工程)は適切か | |
| | 類似業務の実績 | 本計画に類する過去の実績はあるか | |
| | 資金調達 | 外部資金の調達方法及び長期的な資金計 画は適正か | |
| 工 土地買取(賃借)希望価格 | (参加者の希望価格/市の提案価格)×15点 ※ | | 15 |
| 合 計 | | | 100 |

※ただし、市の提案価格を上回る価格が提案された場合は、「(参加者の希望価格/最高提案価格)×15点」により算出します。